農業災害補償法第百二十二条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一二、二〇〇円　一〇、九八〇円　九、七六〇円　八、五四〇円　七、三二〇円　六、一〇〇円　五、一九〇円　四、七八〇円　三、一九〇円　二、八七〇円　一、八三〇円　〇、七一〇円
二類	北海道及び東京都の区域	三二、一九〇円　二八、〇七〇円　二四、九五〇円　二一、八三〇円　一八、七一〇円
	福島県の区域	四二、六六〇円　三八、三九〇円　三四、一三〇円　二九、八六〇円　二五、六〇〇円
	熊本県の区域	四三、九一〇円　三九、五二〇円　三五、一三〇円　三〇、七四〇円　二六、三五〇円
	宮崎県の区域	五三、九六〇円　四八、五六〇円　四三、一七〇円　三七、七七〇円　三二、三八〇円
	鹿児島県の区域	五一、六八〇円　四六、五一〇円　四一、三四〇円　三六、一八〇円　三一、〇一〇円
	北海道及び東京都の区域	六〇、八七〇円　五四、七八〇円　四八、七〇〇円　四二、六一〇円　三六、五二〇円
三類	長野県の区域	八四、二七〇円　七五、八四〇円　六七、四二〇円　五八、九九〇円　五〇、五六〇円
	長崎県の区域	一六七、七一〇円　一五〇、九四〇円　一三四、一七〇円　一一七、四〇〇円　一〇〇、六三〇円
	熊本県の区域	八九、八七〇円　八〇、八八〇円　七一、九〇〇円　六二、九一〇円　五三、九二〇円
	北海道及び東京都の区域	四五、一一〇円　四〇、六〇〇円　三六、〇九〇円　三一、五八〇円　二七、〇七〇円
	福島県の区域	六五、一一〇円　五八、六〇〇円　五二、〇九〇円　四五、五八〇円　三九、〇七〇円
四類	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	六九、六五〇円　六二、六九〇円　五五、七二〇円　四八、七六〇円　四一、七九〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	三八、三三〇円　三四、五〇〇円　三〇、六六〇円　二六、八三〇円　二三、〇〇〇円
	長崎県の区域	一〇三、一四〇円　九二、八三〇円　八二、五一〇円　七二、二〇〇円　六一、八八〇円
	熊本県の区域	五九、〇四〇円　五三、一四〇円　四七、二三〇円　四一、三三〇円　三五、四二〇円
	鹿児島県の区域	八七、三七〇円　七八、六三〇円　六九、九〇〇円　六一、一六〇円　五二、四二〇円

○国土交通省告示第千三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	福岡県築上郡築上町大字石堂一六三番一から同県築上郡築上町大字上ノ河内一〇三八番三まで	平成二十五年十月二十二日　六時

○国土交通省告示第千三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
名古屋事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目2番46号

(二)　廃止年月日　平成二十五年九月三十日

二　四日市事業所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
四日市事業所	三重県四日市市西浜田町2番19号

(二)　新設年月日　平成二十五年十月一日